一般社団法人熊本県社会福祉士会　福祉サービス第三者評価事業　評価料

改定日：2016年7月1日

1. 評価料の額

評価内容料	料　　金
基本評価料	内容評価基準を含む評価対象事業所 （社会的養護関係施設） 1事業所　　300,000円
	内容評価基準を含む評価対象事業所 （その他の施設） 1事業所　　280,000円
	共通評価基準のみの対象事業所 1事業所　　250,000円
職員自己評価に係る評価料	職員1名につき　1,000円
利用者調査に係る評価料 （アンケート調査）	利用者1名につき　　500円
利用者調査に係る評価料 （聞き取り調査）	利用者1名につき　2,000円
交通費	本会規定に基づく交通費を加算

2. 評価料の納入方法

評価料は、評価業務完了後2週間以内に所定の口座に振り込むものとします。評価契約を解除した場合も同様です。

3. 評価契約解除時の評価料

評価業務中止の種類	評　価　料
事業者と本会の両者協議の上で解約する場合	すでに実施した評価に係る費用の額
契約書第14条により規定する本会の責に帰すべき事由により解約する場合	無料
契約書第15条により規定する本会の責に帰すべき事由により解約する場合	契約額
災害等の特別な事由により評価業務が出来なくなった場合	すでに実施した評価に係る費用の額